

☆お役立ち情報☆ NO. 34 2017. 6

成年後見制度を利用するにあたって-1 ～自分らしくあるための「任意後見」を考える～
.....

高齢化が進み、10年後には5人に1人が認知症を患い、その予備軍も含めると3人に1人が認知症に関わってくると言われています。また、障がいを持つ方も年を追うごとに増加しています。もし、自分があるいは家族が、友人がそのような状況になってしまったらどうしますか？

「成年後見制度」は、高齢や障がいにより判断能力や意思表示能力（法的には「事理弁識能力」（じりべんしきのうりょく）といいます）が低下した時に、本人の財産や金銭の管理や入院や施設入居時の契約を行い、本人の生活を支援する制度です。

成年後見制度には二つの種類があります。

一つは、「法定後見」で、本人の判断能力等が低下した後に、本人を支援する人を裁判所が任命するもので、事後措置の制度と言われています。本人を支援する人は、本人の判断能力等が低い順に、後見人、保佐人、補助人と呼ばれています。

二つ目は「任意後見」です。これは、本人の判断能力等が正常である間に、本人が信頼する人と契約を結び、認知症や障がいなどで自分の判断能力等が低下した時の支援を依頼するものです。自分の将来の生活と支援者を自分で選択することができることから、事前措置と言われています。

皆さんは、裁判所に勝手に決められる支援者（法定後見）と自分で決めることができる支援者（任意後見）のどちらがよいでしょうか？もちろん、自分で決めることができる支援者（任意後見）ですよね。

任意後見を考えるに当たっては、まず、自分の判断能力等が低下した後や亡くなった後に、支援者にどのようなお手伝いをしてほしいか、次のような内容を整理してはいかがでしょう。

- ① 常時介護が必要と言われた場合、どこで暮らすのか。
 - ・ 今までの住まい（自宅）が良いのか。
 - ・ 自宅を選択した場合、リフォームなどは必要ないのか否か。
 - ・ 世話してくれる人の有無や家族の負担を考えて、有料老人ホームやグループホームなどの施設・高齢者住宅（施設等）が良いのか。
 - ・ 施設等の場合は、どんな環境を望むのか、場所（海の見える所がいいとか、同じ区内がいいなど）、施設等の規模（収容人数）、入居にあたって負担できる金額等々。
- ② 手術や延命治療が必要な場合、どうしてほしいのか。
- ③ 万が一、亡くなった場合の相続（自分の財産の分け方）やお墓はどうしたいのか。

任意後見を有効に利用するためには、じっくり自分自身を振り返りつつ将来の自分の生活を見据えて、自分の想いを整理してから、どのような内容を後見人等に託すのか、考えておくことが重要となります。